

【論 文】

鳥取県西伯郡大幡村における 中規模地主矢田貝家の地主小作関係

小島庸平

はじめに

本稿は、中小地主としての矢田貝家の地主小作関係を、特に小作料収取の具体的な過程に注目して検討する。

中村(1976)を通じてよく知られている通り、矢田貝家の居住する鳥取県西伯郡では、1920年代から30年代にかけて激しい小作争議が発生した。この頃、矢田貝家では、1921年に40歳の若さで当主の平重が亡くなり、1905年生まれの顕造が16歳で家督を継いだばかりだった。後に詳しく見るように、小作争議の激発地帯において、年若い顕造による矢田貝家の地主経営は、困難に満ちたものだった。

かつて、戦前日本の地主小作関係については、その「半封建性」や「経済外的強制」が強調され、小作人に対して利潤の成立を許さぬほどの搾取的な地主像が一般的だった(山田1934、中村1979)。しかし、後退期地主制史研究が深化し、小作争議とその帰結をめぐる協調体制論や経済主義的組織化論といった議論が蓄積された現在、地主が小作人を一方的に抑圧ないし支配しているというイメージは、相当に修正が加えられている。

さらに近年では、近代日本の地主制が、農村内部の格差拡大を抑止し、足腰の強い小作経営を支えたとして、積極的に評価する見解さえ現れている(斎藤2008、坂根2011)。ただし、それらはあくまでも仮説に留まっており、その当否を実証的に検討する作業は、まだほとんど進められていない。本論文が対象とする時代とは異なるが、近世の近畿地方における地主経営を分析した萬代(2019)は、労働力が希少化する中で地主が小作人確保のために採った主体的な努力の重要性を指摘している。近代についても、いたずらに地主制の抑圧的性格を強調するのではなく、かといってその肯定的機能を手放しで称賛するのでもなく、地主経営そのものに内在した実証的な検討が改めて求められる段階にあるといえよう。

そこで、本稿では、矢田貝家が小作人といかなる関係を取り結んだのかを、小作料収取の具体的な過程をたどりながら明らかにする。矢田貝家を分析する上で最大の利点の一つは、『矢田貝顕造日記』(以下、『日記』と略)が残されていることである。この『日記』は、現在、1928年から41年まで利用が可能となっている。そこには、顕造の何気ない日常から、小作人との生々しいやり取りまで、中規模地主の公私にわたる生活と交渉が、ほぼ毎日記録されている。これを利用すれば、顕造が小作人とどのように交渉を行い、いかに小作料収入を最大化しようとしていたのかを具体的に明らかにできる。本稿では、矢田貝家の地主経営の概要を整理した上で、小作料収取をめぐる顕造の努力と苦心の跡を、『日記』を利用することで復元したい。

構成は次の通りである。1では、本論文の対象期である戦間期の米穀生産と小作争議の発生

状況について矢田貝家とも関連づけつつ確認する。2では、矢田貝家の土地所有状況と地主小作関係の特徴を整理し、最後に3では、『日記』に基づいて小作料減免交渉の具体的な状況を復元し、矢田貝家の地主経営の実態とその困難を実証的に明らかにしたい。

1. 戦間期の小作争議と米穀生産

まずは議論の前提として、鳥取県における小作争議の発生状況と、矢田貝家が土地を所有する同県西伯郡・日野郡の米穀生産状況について確認しておこう。

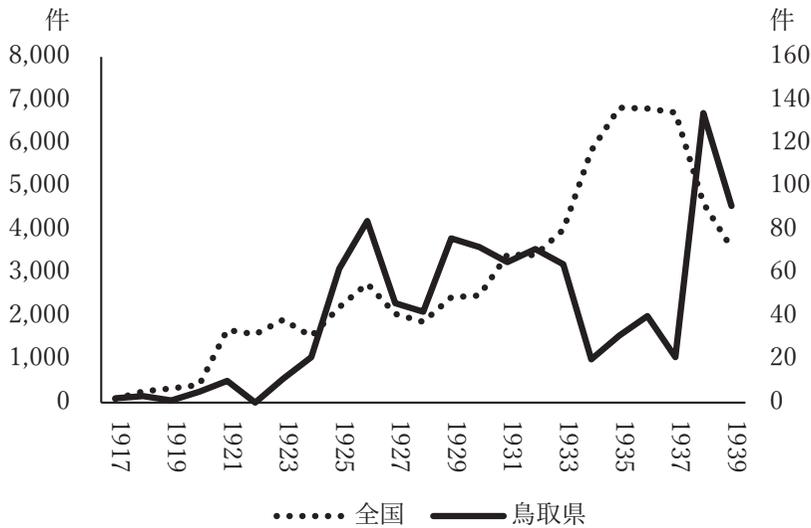


図1 全国と鳥取県における小作争議発生件数の推移
出所：『小作年報』各年より作成。

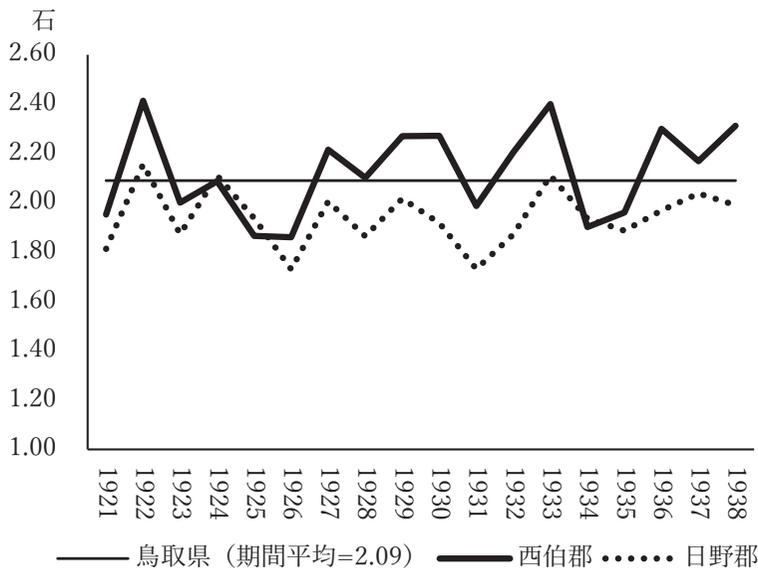


図2 鳥取県と西伯郡・日野郡における粳米平均反収の推移
出所：『鳥取県統計書』各年より作成。

図1には、全国と鳥取県の小作争議発生件数の推移を掲げた。鳥取県では、1924年から争議が本格化しはじめ、26年には84件と最初のピークに到達する。これは、日本農民組合山陰連合会が1923年に結成されたことと対応しており、争議の中心地は矢田貝家の居住する西伯郡だった¹。

図2によって鳥取県の1921～38年の粳米平均反収(2.09石)、および西伯郡と日野郡の各年平均粳米反収を見ると、争議が増える1925年から26年にかけて、西伯郡・日野郡ともに平均反収が低下していたことが分かる。1925年の西伯郡では、「米作は平年に比して不作であるので小作料の減免問題が各地に起つてゐる」と報じられており²、翌26年も当初は豊作が予想されたものの、8月下旬からズイムシやウンカ、稲熱病の発生によって減収したとされている³。不作を原因とする小作料減免要求が、当初の争議の主たる要因だった。

一方、1923年に大山初太郎らが中心となって組織した日本農民組合山陰連合会は、1920年代半ばの段階では極めて高い動員力を有していた。1925年1月に開催された同会の第三回大会には793名が参加し、同年4月の第二回農民デーには約1,700名、翌26年5月のメーデーには約3,000名が集まっている⁴。2年連続で不作が続く中で、小作側は小作料減免を掲げて結集し、地主にとっても無視し得ぬ脅威となっていた。

活発化する農民運動の影響は、西伯郡と日野郡の境界付近に居住する矢田貝家にも及びつつあった。1926年11月には、矢田貝家も小作地を所有する日野郡溝口村大字宮原において、小作人27名が病虫害による不作を理由に小作料2割5分の減額を地主18名(関係面積20町歩)に要求している。この地主の中に矢田貝家が含まれるかはわからないが、「地主は何れも斯く来る秋毎に負引きしてゐては立ち行かぬとビクビクしてゐる」として、地主側が危機感を強めていたことが報じられている⁵。

さらに同年同月末には、顕造にとってよき相談相手となっていた義理の伯父である矢田貝栄造が小作争議に巻き込まれ、小作人から川に突き落とされるという事件が発生した。以下にその際の状況を報じた新聞記事を引用しておこう。

【史料1】「刈稻の競売に農民組合の出勤一苦心した北條執達吏」「因伯時報」1926年12月1日付

西伯郡大幡村上細見地主矢田貝栄造氏所有の溝口村金屋谷の田地三町歩余の所、予て農民組合数名に小作をせしめをりしが小作争議を起こし、昨年は掛米六十俵に対し五割減を主張して未解決なるに、本年は更に六割減を唱へて譲らず、到底円満の始末つかざる見込みたる地主はかりいねの差押へを断行し二十七日之が競売を開始したが、この日農民組合にては直ちに西伯日野両郡の農民組合一千二百名をかり集め、支部長大山初太郎氏総指揮官となりそれぞれ目印の徽章を付して競売物の周囲をとり巻きてんで章なきものを寄せつけず、折柄入つて来た矢田貝地主及井上吉五郎の両人は井出川に突き落とさるゝなど勢ひあたるべからざる中に、執達吏北條岩太郎氏の呼び声にて競売は開始せられた。物件は五十円と呼ばれたまませり手なく、農民団は頻りにせり落としを迫つたが、「元価八百円に対し不法の値を以ては断じて落とし難し」と北條氏は職を守りて動かず、大勢を控へて苦心

の色を見せしが、この態度を見た組合にては合議の上三百円まで買い上ぐる事となり、漸く事なく競売を終つたと。(カギ括弧と句読点は引用者)

この史料からは、①要求減免割合が5～6割減と極めて大きいこと、②誇張の可能性はあるものの、農民組合による動員数が1,200名と多数に上ったこと、③差し押さえた収穫米の競売に名を借りた集団示威行為であるため、警察の介入も困難だったこと⁶、④元値800円の米が300円で競り落とされ、栄造は500円という少くない額の損失を被っていること、などの点を確認できる。この事件が発生した1926年の『日記』は残されていないため、顕造がどのような所感を抱いたかは不明だが、最も身近な親族が巻き込まれ、自らも小作地を所有する金屋谷で発生した事件でもあったから、無関心でいられなかったであろうことは想像に難くない。この後、1927年から30年までは金屋谷からの小作料収入が途絶えるため(「宛口米取立根帳」参照)、この争議をきっかけとする地主小作間の関係は、数年にわたって悪化していたようである。後に見るように、顕造が小作人に対して非妥協的な姿勢を堅持する背景として、こうした暴力の激発を伴う争議を間接的に経験していたことが重要な意味を持っていると考えられる。

2. 矢田貝家の土地所有状況と地主経営

(1) 所有耕地・山林の分布とその推移

次に、矢田貝家の土地所有状況を整理しておこう。同家が所有する土地を書き上げた史料としては、①矢田貝猶治「大正三年七月 土地名寄帳」、②矢田貝顕造「大正十一年調整 所有土地台帳」、③本矢田貝「昭和參年調整 土地台帳」第一・第二の3種の帳簿が残されている。③には1930年に購入した土地の情報が含まれているため、少なくともこの頃までの土地所有状況を反映していると判断される。残念ながらこれ以降の土地台帳は未見だが、『日記』を読む限り、31年以降に大規模に土地を手放している様子はない⁷。これらを利用して、矢田貝家が所有していた田畑と山林の面積を1914年、22年、30年の3時点で大字ごとに掲出したのが表1である。この中で最も古い1914年時点での当主は矢田貝猶治だが、前述したように21年に40歳で死去しており、22年、30年の情報は新たに当主となった矢田貝顕造が整理したものである。1905年生まれの顕造は22年時点で17歳であり、母澄重は猶治に先立って1917年に34歳で亡くなっていた。顕造は小学校に通う二人の弟を抱えて、地主制の後退期とされる1920年代以降の困難な地主経営を担わねばならなかった。

所有耕地面積の推移を時期別に見ると、この時期には概ね20町歩程度の所有耕地面積で一貫していたことが分かる。一般に、所有耕地面積50町歩以上が大地主とされるため、田畑合わせて約20町を所有する矢田貝家は、第一次大戦期から戦時期に至るまで、中規模地主としての地位をほぼ維持していたといえる⁸。

とはいえ、この間にも若干の変動はあった。1914年から22年にかけて、田は約17.0町歩から約22.6町歩、畑は約1.8町歩から約2.2町歩と、それぞれ増加している一方、22年から30年にかけてはほとんど変化がない。まだ働きざかりの年齢にあった猶治が耕地を積極的に買い進めたものの、顕造の代になってその拡大は歩みを止めていた。

表1 矢田貝家の所有土地面積の推移

単位：反

郡	町村	大字	田			畑			山林		
			1914	1922	1930	1914	1922	1930	1914	1922	1930
西伯郡	大幡村	上細見	52.72	60.30	59.51	2.83	6.90	5.10	-	1.67	1.67
		立岩	30.03	37.29	40.61	2.13	2.82	3.22	-	-	-
		吉定	8.35	20.01	20.15	1.11	1.12	0.80	-	-	-
		岸本	-	-	-	-	-	-	-	12.82	14.01
	幡郷村	小野	-	-	-	-	-	-	-	17.92	-
日野郡	溝口村	上野	11.34	15.35	15.17	6.53	2.77	6.97	20.14	116.01	83.57
		大江	5.83	6.70	5.38	0.91	1.12	0.58	-	-	-
		溝口	18.48	15.54	15.51	0.44	0.76	0.64	-	-	-
		長山	28.59	27.02	29.12	2.54	4.12	2.15	-	20.26	20.26
		谷川	4.28	4.28	4.36	0.82	-	-	-	-	-
		宮原	10.44	10.78	10.15	0.22	1.02	0.65	-	-	-
		金屋谷	-	8.99	8.99	-	1.06	1.79	9.95	0.96	0.96
		岩立	-	-	-	-	-	-	71.47	76.37	76.37
	旭村	荘	-	16.05	13.81	-	-	-	-	-	-
		父原	-	-	-	-	-	-	-	77.53	53.03
		宇代	-	1.20	1.20	-	-	-	-	-	-
	日光村	添谷	-	-	-	-	-	-	-	16.59	-
	八郷村	口別所	-	2.24	2.24	-	-	-	-	-	-
	二部村	福居	-	-	-	-	-	-	-	15.02	-
計			170.05	225.75	226.20	17.53	21.67	21.90	101.56	355.15	249.87

出所：矢田貝猶治「大正三年七月 土地名寄帳」、矢田貝蔵「大正 土地名寄」、矢田貝顕造「大正十一年調整 所有土地台帳」、本矢田貝「昭和参年調整 土地台帳 第壹・第貳」より作成。

一方、山林の所有面積は、1914年(約10.2町歩)から22年(約33.5町歩)にかけて増加し、22年から30年(約25.5町歩)にかけては8町歩ほど減少していた。大字別に見ると、1914年から22年にかけて、上細見からほど近い上野や、日野川を遡った山間部の旭村父原や日光村添谷、二部村福居といった地域で山林を新たに取得したのに対して、22年から30年にかけては、矢田貝家の居住する大幡村内では大字岸本で若干の増加が見られるものの、西伯郡幡郷村大字小野や、山間部の日光村大字添谷、二部村大字福居などの山林は手放し、旭村大字父原でも面積を減らしていた。記録がないので詳細は不明だが、新たに経営を引き継いだ顕造が当座の必要を賄うため、利用・管理に不便な遠方の山林から手放していったものと推測される。

所有田畑の地理的分布について見ると、最も多くの田を所有する地域は矢田貝家が居住する西伯郡大幡村大字上細見だが、畑と山林はむしろ隣村の溝口村に多かった。また、わずかだが日野川対岸の日野郡旭村(田1.5町、山林5.3町)および同郡八郷村(田2.24町)にも耕地を所有している。矢田貝家は、大幡村と溝口村の村境(西伯郡と日野郡の郡境でもある)付近に居住していたため、村外の方がかえって近い場合もあり、全所有耕地面積24.8町歩のうち、村外の耕地は約48%に当たる11.9町歩に及んでいた。矢田貝家から最も遠方の旭村大字荘でも直線距離に

して4 km 程度、当時の道路状況を考えても1時間半もあれば徒歩で小作地に到達できるため、地理的には必ずしも遠く離れているわけではない。とはいえ、大幡村以外の地域では矢田貝家は行政区分上、不在地主ということになる。1914年から22年にかけての田畑拡張期には、溝口村大字金屋谷、旭村大字荘・宇代、八郷村大字口別所にも新たな田畑を小面積ながら取得しており、村外の土地を積極的に買い進め、30年以降もこれを維持していた。こうした村外に広がる耕地の分布は、後に詳述するように、顕造の代になって小作地管理のリスクとコストを増やすことになる。

(2) 矢田貝家における小作人の状況

表2には、矢田貝家小作人の契約小作地面積別・居住地別の人数と比率を掲げた。矢田貝家の小作人は合計144人、うち73人が大幡村内、71人が村外に居住しており、ほぼ小作地の分布に照応している。矢田貝家と契約している小作人の最大契約面積は5.65反で、5反以上を借り入れている小作人は全体で4人(2.8%)とごく少ない。小作人の半分近い64人(44.4%)は1反未満と契約小作地面積は極めて小さく、大多数が3反未満に留まっている。1928年の『鳥取県統計書』によれば、西伯郡の農家一戸当たり作付面積は8反、日野郡は9反だから、矢田貝家から借り入れている耕地のみで農業経営を成り立たせていると判断できる小作人はごく限られており、自小作ないしは複数の地主から小作地を借り受けている散掛小作の状態にあったと推測される。

表2 矢田貝家小作人の契約田畑面積別・地域別人数と比率(1930年)

単位：人、(%)

小作契約 田畑面積	大幡村			村外	合計
	上細見	吉定・立岩	計		
5反以上	1 (2.9)	1 (2.6)	2 (2.7)	2 (2.8)	4 (2.8)
3-5反	7 (20.6)	5 (12.8)	12 (16.4)	4 (5.6)	16 (11.1)
2-3反	6 (17.6)	3 (7.7)	9 (12.3)	10 (14.1)	19 (13.2)
1-2反	3 (8.8)	13 (33.3)	16 (21.9)	25 (35.2)	41 (28.5)
1反未満	17 (50.0)	17 (43.6)	34 (46.6)	30 (42.3)	64 (44.4)
合計	34 (100.0)	39 (100.0)	73 (100.0)	71 (100.0)	144 (100.0)

出所：本矢田貝「昭和参年調整 土地台帳 第壹・第貳」より作成。

こうした状況は、矢田貝家にとって必ずしも望ましいものではなかった可能性がある。斎藤(2008)・坂根(2011)は、戦前日本の小作人が契約を結んでいた地主は複数存在したことを強調し、圧倒的な大地主一人に小作人の死命が制せられているかのようなイメージを批判して、小作人の交渉力の高さを指摘しており、小作人が他の地主と契約を結んでいることは、矢田貝家の交渉力を減殺させる可能性があったからである。

もちろん、地主もまた複数の小作人と契約を結んでいるので、斎藤・坂根のように手放して小作人の交渉力の高さを認めることには慎重にならざるをえない。猪俣(1982, 54~55頁)は、「おのおのの地主は、一カ所に三反、五反とかたまった土地を持っていても、それを一まとめ

に一人の農民に小作させはしないのだ。隣り合ってぼちりずつ作る小作人同士が、あの田も自分の手で作れないものかと絶えず心中で睨み合っているようであってこそ、双方とも小作料はよく納め、双方でそれを競り上げようというものである」と観察している。1反未満の田畑しか借り入れていない小作人を多数抱えていることは、小作人間の競争を煽るという意味では地主にとって有利な面もあり、この点をもって矢田貝家の小作人に対する交渉力が不利であったと評価することはできない。

とはいえ、小作人一人当たりの契約面積が村内・村外にかかわらずごく狭いものに過ぎないことは、小作料の減免交渉に際して他の地主と一定の協調を図らざるをえない事情をもたらしていたと考えられる。事実、後述するように顕造は山陰土地会社の利用に当たって他の地主とも相談の上で契約締結に至っており、地域の地主と歩調を合わせていた。散掛小作的状況が地主小作間の力関係に与える影響は両義的ではあるものの、小作料減免交渉に当たって強く他の地主を意識せざるをえない点は、顕造の行動や、小作争議の調停を促す地域社会の力学を考える上では、重要な意義を有しているといえるだろう。

3. 小作料収取

(1) 矢田貝家の小作料収取機構

村外にも広がる小作地の管理と、多数の零細な小作人からの小作料の取立は、地主本人の独力でよくなしうるものではない。特に年若い顕造にとって、小作料を取り立てる上で他の助けを借りることは必須だった。表3は、小作料の収取に関わって登場する人びとの年次別登場回数を集計したものである。

表3 矢田貝家小作料収取に関わる人びとの『日記』登場回数

単位：回

	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
矢田貝栄造	87	157	55	24	10	18	16	-	-	-	-	-	-	-
畑田重利	70	98	75	41	46	108	91	93	33	41	104	47	64	24
井上吉次郎	86	184	157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地会社	4	4	2	3	1	6	1	2	57	50	18	24	7	2
中作	11	5	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0
宮原 大江幸市	6	4	2	2	3	8	1	8	8	2	1	0	0	0
吉定 野口秀次郎	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
溝口 中西定一	3	2	1	2	1	3	3	1	1	2	1	1	0	0

出所：『日記』より作成。

注1：矢田貝栄造は、「西伯父」も含めてカウントした。

注2：畑田重利については、「畑田」と「重利」の登場回数をカウントし、「畑田重利」として重複する分を減じた数値。

注3：「井上吉次郎」は「井上」の登場回数から、吉次郎以外と分かるものを除外した数値。

本表で扱った1928～41年の全期間にわたり、顕造の手足となって最も重要な役割を果たしたのが、畑田重利である。矢田貝家の小作人である畑田弁太郎の息子と推測され、弁太郎は1933年の戸数割負担歩合は0.2の下層に属していた⁹。重利は、小作米の俵装から庭仕事、倉庫の掃除まで、矢田貝家の様々な雑用をこなすと同時に、村外の小作人に対する小作料の請求・督促

にも従事していたことが確認できる。顕造から金を借りることもあったが、返済を滞らせることはなかったらしく、「早く返済スル処誰ヨリモ感心ナル男ナリ」(『日記』1929年6月24日)と、高く評価されている。特に村外で小作料の滞納や問題が発生するとしばしば督促・交渉のために派遣され、小作料収納に関する記帳を任せられるなど、顕造から厚い信頼を寄せられていた。

次に、各部落に置かれた「中作」と呼ばれる人びとである。彼らは必要に応じて矢田貝家に赴き、減免交渉を行い、顕造からの返答を居住部落に持ち帰るなど、各部落の小作人の代理人的な役割を果たした。小作人の中から選ばれるので、小作料減免に関する利害は一般の小作人と共有しているものの、中作として矢田貝家から謝礼を受け取っていることもあり¹⁰、場合によっては小作人の不正を告発するなど、代理人として監視も行って¹¹。特に顕造の目が届きにくい上細見外で中作は重要な役割を果たしており、差配人的な役割を果たしていたと考えられる。とはいえ、『日記』によって全ての部落の中作の人名を把握することはできなかったこともあり、登場回数は必ずしも多くはない。唯一、大江幸市は、後に見る小作争議が発生した宮原の中作であったため、その交渉のために比較的多く登場しているが、それでも10回未満に留まっている。

そして、「西伯父」(西矢田貝家の伯父の意)として度々『日記』に登場する矢田貝栄造である。その履歴は、本誌所収の「矢田貝家の歴史」に詳しい。顕造が地主経営を本格的に担い始めた1920年代後半には大幡村の村長を務めており、顕造にとっては心強い身内だったのだろう。先に触れたように、栄造は金屋谷の小作人と激しく対立して川に投げ込まれたこともあり、地主としての経験は豊富だった。顕造は特に1928年から29年にかけて、地主経営に関して何くれとなく栄造に相談をしており、小作人との交渉事にも伯父への相談を理由に判断を留保して時を稼ぐことも多かった¹²。顕造にとって最も身近な身内の年長者であり、半ば父親代わりのような存在でもある。

ただし、栄造については小作地の引き継ぎをめぐるすれ違いもあったらしく、1930年代に入ると米子に入院したこともあって登場回数は減少し、34年には死去している。顕造の息子である淑朗への聞き取りによれば、「顕造は早くに両親を亡くしたので、幼くして家督を継いだのをいいことに、本家の人間や分家の者が父の後見人を騙ったりして、我が家の財産が彼らにたかられたこともあったらしい」(二階堂行宣・中村尚史編『矢田貝淑朗オーラル・ヒストリー』交通協力会、2013年、6頁)とされ、『日記』でも「西伯父ノ帳簿ノ不始末」(1931年3月8日)について触れられていた。1929年後半には、「西ノ始末」として顕造が保証人となっていた借金問題の解決に追われ(1929年7月27日)、顕造は「西伯父モ何彼ト相談シ難クナル」と吐露している(同年12月21日)。こうした事情もあってか、死去の前からすでに相談回数は徐々に減っていったようである。

一方、西伯父に対する顕造の不満を聞かされていたのが、上細見に住む井上吉次郎だった。この頃には60代の老境に差し掛かった矢田貝家の小作人¹³ながら、矢田貝家には頻繁に出入りしていたようで、夜に顕造や弟の清茂らと将棋に興じ、時に宿泊さえしている。栄造と並んで顕造の地主経営の相談に乗り、借金や矢田貝家の親戚の結婚問題などにも深く関わっており、先代からの事情を知っていたからか、顕造と栄造との間に入る立場にあったようである¹⁴。〔史

料1]で栄造と共に川に投げ込まれた「井上吉五郎」は、吉次郎の誤記だった可能性もある。1920年代後半には西伯父・栄造を上回る頻度で日記に登場するものの、1931年4月17日に66歳で亡くなっている。

こうして相対的には高齢の西伯父・栄造、および井上が亡くなってから、小作問題に関する相談相手は後で詳述する土地会社にシフトしていった。この他にも、地主会などで情報交換を行う地主仲間、争議が起こると仲裁に入る隣人や村役場吏員、巡査など、顕造の地主経営に関連して登場する人物は多い。顕造は、これら協力者たちとの関係を時と場合に応じて適切に利用しながら、小作料収取を効率的に実現しようとしていた。以下、その具体的な過程を検討したい。

(2) 小作料収取状況の概観

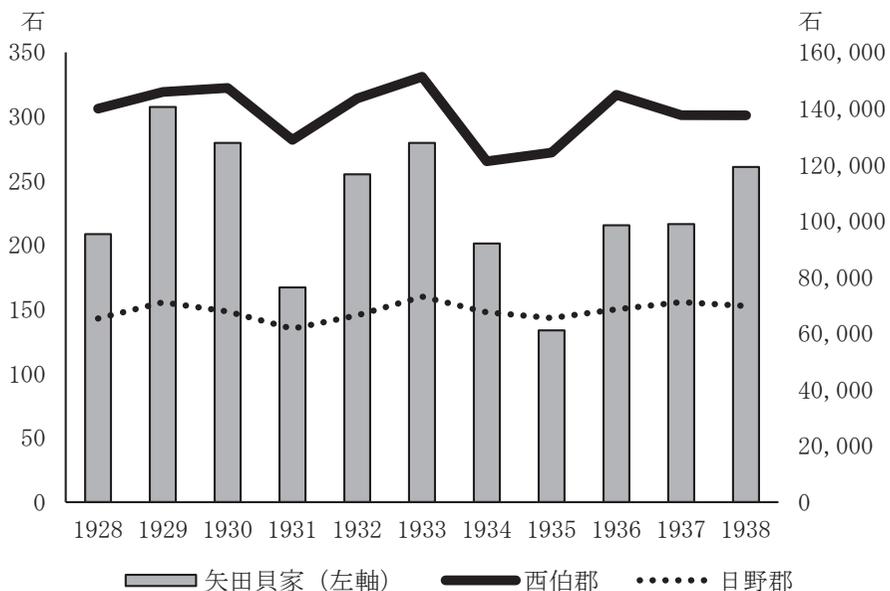


図3 西伯郡・日野郡の米穀生産量と矢田貝家の小作料収取量の推移
出所：『鳥取県統計書』および「宛口米取立日記帳」より作成。

まず、分析の前提として、矢田貝家の小作料収取量の推移から確認しておこう。図3には、西伯郡・日野郡の米穀生産量と矢田貝家の小作料収取量の推移を掲げた。郡全体の生産量と矢田貝家の小作料収取量はほぼ対応しており、1929年の豊作時に矢田貝家の小作料収取量が最大、1935年の不作時に最低を記録していることが読み取れる。

次に、大字別の小作料収取状況を表4によって確認しておこう。本表は、「宛口米取立根帳」から大字別の契約小作料(1930年)を集計し、これを「宛口米取立日記帳」と照合して各年の実納小作料を算出したものである。前者の記入は時代が下るほど不十分になるため、契約小作料は土地所有の大きな変動がないものと仮定して1930年で固定した。また、後者も小作料納入者の氏名は判明するものの居住大字は不明であることから、住所表示のある前者と突合して住

表4 年次別・大字別の小作料実納率

単位：%

郡	町村	大字	契約 小作料	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
西伯郡	大幡村	上細見	109.1	68.2	96.3	85.3	57.6	83.8	68.2	63.4	53.0	82.2	81.2	98.5
		立岩	32.1	65.3	111.5	84.6	52.8	83.1	100.2	76.8	2.0	6.1	4.7	6.7
		吉定	21.7	11.1	103.6	100.7	25.8	36.4	38.7	22.1	21.5	65.5	32.2	75.4
日野郡	溝口村	上野	29.1	80.9	114.2	106.9	70.4	94.4	107.1	61.6	39.1	57.3	61.2	44.3
		大江	6.1	52.6	145.9	124.9	0.0	84.9	149.1	144.8	125.0	134.8	121.6	157.8
		溝口	23.3	69.9	96.9	88.2	63.4	69.5	81.3	49.8	87.7	39.0	67.2	78.4
		長山	21.3	76.8	100.0	100.8	67.0	102.5	91.3	37.1	46.4	64.8	37.6	12.6
		谷川	6.4	75.7	59.1	34.5	82.2	49.6	110.3	52.7	85.0	105.5	66.9	117.7
		宮原	21.6	84.7	91.9	87.5	68.4	71.9	105.3	7.4	7.5	0.0	57.4	86.3
		金屋谷	16.8	0.0	0.0	95.8	7.1	11.9	99.8	64.2	0.0	52.9	79.5	79.4
	旭村	莊	25.2	70.7	72.4	76.7	15.9	77.3	76.1	69.8	0.6	79.0	69.8	73.3
		字代	1.8	88.9	100.0	0.0	100.0	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1
	八郷村	口別所	2.7	39.3	140.7	100.0	0.0	100.0	59.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
計			317.2	63.3	93.5	88.9	51.1	76.1	82.9	57.7	39.2	61.1	61.7	72.3

出所：契約小作料と小作人の住所は「宛口米取立根帳」、実納小作料は「宛口米取立日記帳」より作成。

所を把握した。そのため、表掲した実納小作料率はあくまでも推計であり、特に住所不明者分だけやや過小である点を断っておかなければならない。とはいえ、年次・大字の相対的な違いを確認できる唯一の手がかりであるため、以下、簡単に特徴を確認しておきたい。

本表では、実納率が20%を切る年・大字については網掛けして強調した。1935年以降の立岩が際立って低いのは、注7に示したように、自作農創設事業によって顕造が立岩の耕地の一部を手放したためと考えられる。そこで、立岩を除くと、連続して網掛けされているのは溝口村大字宮原、同金屋谷、八郷村大字口別所の3大字である。口別所は契約小作料2.7石と少なく、皆済されている年も少なくないため、『日記』上では大きな問題にはなっていない。残る宮原、金屋谷は、後述するように1936年以降は山陰土地管理会社に小作地管理が委託されており、争議も発生していたことが『日記』から確認できる。こうした実納小作料率の推移を念頭に、以下、『日記』を利用して議論を進めたい。

ただし、1928～38年の全ての年にわたって『日記』を検討するのは、紙幅の制約から難しい。以下では最も実納小作料率が高い1929年(93.5%)と、最も低い35年(39.2%)の2ヶ年を取り上げ、『日記』を利用して小作料收取の過程を時系列で復元することとした¹⁵。

(3) 1929年(豊作年)の小作料收取過程

1929年の鳥取県における水稻作は「発育良好」で、平年作よりも6.9%の増収だった(農林省米穀部1933、423頁)。この年の小作米に関する『日記』の記述は、9月23日の「小作人ハ何デモ宛口米¹⁶減額ニ就テ相談セル由」という、小作料減免要求の伝聞情報から始まる。しかし、その後の3ヶ月間は特に目立った動きはない。小作料の納入が本格化し始める12月22日には、立岩の中作と小作料問題について協議し、「昨年分ハ一割二分五厘説ヲ固執。本年分ハ可成早

ク取立ツルコトヲ約」している。1928年産米については依然として小作料減免交渉がまとまっておらず、顕造が12.5%以上の減免を拒絶していること、29年産米については作柄が良好なこともあり、速やかな小作料取立を代行者たる中作に約束させたことが読み取れる。

翌23日には、上細見の小作人が来訪し、「宛口米ノ件ニツキ酔ヒテ話ス。イ、加減ニ帰ス」と記されている。話された内容の詳細はわからないが、酔った小作人が面と向かって小作料について話し、顕造が持て余していたことがうかがえる。あるいは顕造を若年と見ての酔余の行為だったのかもしれない。

同日には溝口村大字宮原の中作とも協議し、「宮原宛口ハ俵装賃一俵ニ付十五銭、酒手十銭、標準ハ四等、三等ニ五合、一、二等ニ一升与フ。又格外ハ本年ハ許スコト。三四日後ニ取立ツルトノコト」で合意された。ここで「俵装賃」や米の等級について話し合われているのは、同年秋に鳥取県でも開始された穀物生産検査と関わっていると考えられる¹⁷。当時の報道によれば、検査の開始に伴って「伯耆部因幡部ともに加重される俵装賃問題俵装材料不足などの問題のため一時農家側より猛烈な延期運動」が展開された¹⁸。俵装料の負担を巡って、農家の強い反対が存在したのである。結局は、「県当局の当初よりの確固たる方針により農家側は漸次慰撫され規定通り検査実施を見ることになった」ものの、俵装料を地主と小作のどちらが負担するかは、争議に結びつきかねない深刻な問題だった。先に触れた1929年9月に小作人が「宛口米減額」について相談しているという情報も、生産検査の開始と関わっていた可能性がある。

こうした経緯もあって、顕造は、西伯父・栄造とも相談し、俵装料負担の問題には慎重に対応した¹⁹。先に見た通り、宮原の中作に対して俵装賃を1俵につき15銭支払うだけでなく、酒手10銭を与え、さらに等級が高く評価されれば賞与米を支給することを約束している。実際、1930年から「金銭出納簿」において「宛口関係費」を費目として独立させ、多額の俵装料を計上するようになっていた²⁰。こうした小作側への譲歩が、豊作とあいまって1929年の小作料取取を円滑なものとしていたのだろう。宮原については、この後、12月31日に畑田重利を宛口受取のために派遣し、小作料を受け取っている。

明けて1930年1月2日には荘の中作とも相談し、宮原と同内容で小作料の取立方針が共有され、4日の午前8時から午後6時にかけて畑田重利が荘を訪ねて約50俵を受け取り、その翌日に畑田ほか2名に運搬させた。この後も小作米の納入が断続的にあり、13日には「宛口米名寄帳」を作成し、18・19日、2月15日にも小作米に関する記帳・整理を行っている。1月20日には「西伯父ヨリ宛口帳ヲ借リテウツス」とあり、先代・猶治の死後に栄造が代理で管理していた小作地に関する引き継ぎがこの時点でも未了だったのかもしれない。なお、顕造は1928年4月14日に本稿でも利用した「宛口米取立根帳」を新調しており、その清書には畑田重利も協力している。

こうした小作料取取にかかわる事務作業の傍ら、1月18日には小作米を持参した長山の小作人を「特ニ呼ビテソノ不心得ヲサトシニ割ニテ宛口持参ヲ慫慂ス」といった働きかけも行っていった。「不心得」の内容は不明だが、「サトシ」、「慫慂ス」などの言葉遣いからは、叱責というほどの激しさは見られない。また、27日には上野の小作人から2割5分の減免要求を受け、本年に限って2割引として妥協している。それでも小作人は食い下がったのか、「アマリニ執拗

ナレバ引上ゲント迄言ヒタリ。一方気ノ毒ノ気モセリ」と記している。23歳の顕造が、心中で小作人に同情しつつ、土地取り上げまで持ち出して厳しく交渉に当たっている様子がうかがえる。

1月28日には、「(畑田…引用者)重利ヲ来ラシメ宛口ノ不足者ヲ催促セシム」との記載があり、2月以降、不足者の小作米持参の記事が散見される。一方、2月8日には長山の中作に対して「長山分ノ宛口二割減ニテ承不承ヲ旧十五日迄ニ回答ノコト。回答ナクンバ如何ナル処置ニ出ズルモ不可ナシ」と約束させ、2割以上の減免を求めるとであれば訴訟も辞さない強い姿勢を示している。

3月8日には小作料不足の小作人に対して、残余を春蚕・秋蚕の2期に分けて「代納」し、履行しない場合は証書とすることを約束させ、3月10日には畑田から他の小作料不足の小作人に関して「略々解決ノ曙光見エタル」との報告を受けている。これ以降、29年産米の小作料収取に関わる記述は見られない。小作料の収取が3月中に終わっているのは、他の年次と比較して相当に早い。豊作年であることに加えて、小作人が恐れていた俵装料負担を顕造が引き受けたこともあってか、前掲図3に示したように総受取小作米は307.4石と、分析対象期において最も良好な成績を挙げている。

以上のように、3月までにはほぼ小作料の受取が完了するという相対的に順調な年であっても、長山、上野といった村外の小作人からは小作料減免要求が出され、顕造は小作人の「不心得」を論じ、一定以上の減免要求には葛藤を抱えつつも断固として拒絶する姿勢を見せねばならなかった。豊作年といえども、過度な減免要求を峻拒しつつ、俵装料負担を引き受けるといった、硬軟両様の柔軟な姿勢が求められていた。

(3) 1935年(不作年)の小作料収取過程

次に、最低の小作料収取量となった1935年について検討したい。

この年の前年に当たる1934年は、顕造にとって不運な年だった。清茂・正巳という実の弟二人を相次いで亡くしただけでなく、相談相手であり最も身近な親戚である西伯父・矢田貝栄造を喪ったのである。加えて、34年産米は天候不順による生育・収穫の遅れによって減収し²¹、翌35年産米も天候不順と病虫害の発生によって西伯郡は二割五分から三割の減収となった²²。1935年に30歳となった顕造は、打ち続く不作の中で、伯父に頼ることなく小作料を取り立てねばならず、小作料収入は地主経営を引き継いでから最低を記録することになる。

もっとも、顕造が無策であったわけではない。矢田貝家の地主小作関係にとってこの年の最も大きな変化が、山陰土地会社との小作地管理委託契約の締結だった。

同社は、西伯郡の小作争議激化に脅威を感じた地主たちが1926年末から設立準備を進め²³、27年1月に設立された。その創立趣意書では、小作争議に対して「大小地主は全く策の施す処を知らず就中従来社会の枢軸を形造りたる中産地主に至つては日一日と潰滅の悲運に遭遇しつつある」との認識の下、小作料の共同取立、共同保管、共同販売、蓄積米代金保管、および小作料滞納者に対する訴訟代理等の事業を行うことで、「農村永遠の平和と幸福を期する」と述べられている²⁴。矢田貝家のような「中産地主」の苦況を強調していることは、これらの階層

の利用を想定してのことだろう。実際、顕造は、山陰土地会社の利用を1936年初頭に決意している。

そもそも『日記』の上で土地会社が初めて現れるのは、1928年6月2日の受信欄に遡る。1929年3月6日には、西伯父・栄造と「吉定ハ土地会社ニ依頼スルコト、下相談」しており、その翌々日である8日には「吉定野口(中作か…引用者)来り宛口ノ件ニツキ相談ス。而シテ近ク土地会社ニ委任スルヤモ図ラザル旨申シ置キタリ」と、中作と考えられる人物に対して土地会社を利用する可能性を伝えている。しかし、実際に契約を結んだ痕跡はなく、1933年8月までは年2回ほど受信欄に「土地会社」または「山陰土地会社」が現れるに過ぎない。1929年3月に問題となっている28年産米の吉定における小作料実納率は、11.1%と極端に低く(表3)、土地会社に委任すると仄めかすことは、あるいは小作料を十分に徴収しえない中作に対する脅し(ブラフ)のようなものだったのかもしれない。

実際に顕造が山陰土地会社と初めて話し合いの場を持ったのは、1933年9月16日のことで、この日に「山陰土地会社ノ人」の来訪を受けている。その約2週間後にあたる29日には、顕造とその古美術仲間が土地会社の社員と蕎麦屋で会食しているものの、このときも直ちに契約を結ぶことはなかった。1932年から33年にかけて小作料収取量は回復傾向にあったため、強い危機感を持つてはいなかったためと推測される。

その後、さらに2年以上が経過した1935年11月27日に、顕造は改めて土地会社の来訪を受けて「種々質疑」し、「不足高ナドヨク調査ノ上報告スルコトヲ約シテ別レ」ている。相談相手である西伯父・栄造を喪い、2年連続で不作であることがはっきりした35年11月のタイミングで、土地会社の利用を本格的に検討しはじめたのである。

翌36年1月7日の『日記』には、午前中に宮原の小作人2名が「宛口減額要求」のために来訪し、顕造は「減額セザル旨」を回答している。その後、同日夜に溝口で開催された地主会に列席し、土地会社への寄託を決定して解散したとある。周辺の地主とも協議の上、山陰土地会社と契約することを決めたのだろう。翌々日の1月9日には、宮原と金屋谷、そして小作人1名について、土地会社への寄託手続きを行っている。1でも触れたように、宮原では1926年も小作料減免争議が起きており、金屋谷は同年に西伯父・栄造が農民組合員から川に投げ込まれた因縁ある大字である。さらに、経緯は判然としないが、1935年産米をめぐる宮原・金屋谷の小作人と矢田貝家の間で小作争議が起きており、36年6月30日には土地会社が仲裁に入って示談が成立している。直接的には、争議を有利に解決するために宮原・金屋谷の山陰土地会社の利用を決意したと推測される²⁵。

また、一名だけ個人として委託の対象となっている小作人 M. K. (溝口町谷川在住)は、矢田貝家の田1.12反を小作する人物²⁶で、しばしば顕造から米を買い入れていた。大幡村外の小作人であるため経済階層は不明だが、相当の資力の持ち主とは考えにくい。おそらくは米穀商の買い子として、矢田貝家を含む農家の庭先で米を買い集めていたと推測される。この人物もまた小作料納入をめぐるトラブルを抱えており、宮原・金屋谷と同日に土地会社の仲裁によって小作調停が成立した。宮原・金屋谷の示談、および M. K. の調停結果の詳細は不明だが、顕造は示談・調停が成立した6月30日の『日記』に「少シ不満ナリシモ成立セルハ喜ブベシ」と記

している。

なお、解決後の8月17日には、金納された金屋谷の小作料162円から費用24円28銭を差し引いた137円52銭が、土地会社から顕造に支払われている。小作料収入に対する費用の比率は15.1%だから、計算上2割の小作料減免を行うよりも手残りは多い。顕造がこの後も土地会社との契約を継続しているのは、手数料の比率が15%程度に抑えられたこともその要因の一つと考えられる。

一方、自前で管理する部落については、引き続き顕造が中心となって交渉を行っている。1935年産米については、村外の谷川²⁷に加えて、大幡村内の吉定・上細見の小作人との間でも問題が生じた。従来、顕造は、自村の小作人に対しては、小作料を他町村の小作人以上に減免すべきとの考え方を有していた²⁸。地縁的な関係の濃密な小作人ほど優遇するべきだという認識にもかかわらず、大幡村内、特に顕造が居住する上細見の小作料をめぐって問題が深刻化したのである。

1936年3月3日の『日記』によれば、上細見の小作人は「三割減以上ノ鼻息荒」く、顕造は約2割までは「黙認」する姿勢を示していたが、事態が紛糾したためか同部落の非小作人と思われる人物から調停に入る旨の提案を受け、「非常手段ニ出ズルノ止ムナキニ至ルベキ互ニ話シテ別レ」ている。この問題は村役場も知るところとなったようで、3月8日には役場から技手が来訪して小作問題に関する調停を行う旨を告げられ、その日の午後遅くに上細見の小作人と、他のもう1名から「無条件ニテ調停者ニ任セロ」と迫られている。しかし、顕造は「不安心ニテ不任」と拒否し、「小生トシテハ三割五分減ノ如キハ問題ニナラズ」と自らの立場を強調して帰している。その後、3月13日には駐在所の巡査からも宛口問題の調停を持ちかけられているが、「時期尚早トテ少時延期ヲ申出」ている。同部落内における地主小作間の対立ということもあってか、周囲の多くの人びとを巻き込みながら減免交渉が行われていたものの、顕造は慎重で非妥協的な姿勢を堅持していた。

この間、顕造は、例年であれば小作料の取立に奔走している畑田重利を3月12日に招来して「宛口ノ内払ヲ請求」している。顕造にとって最も身近で信用できる小作人でさえ、滞納を余儀なくされていたのである。重利は同月14日に「用事アリテ差控ウル」ため、「宛口ノ内入ハスレド明後日迄待チ呉レ」と延期を求め、受け入れられている。2年続きの不作のためか、普段は決して義理を欠かなかった畑田重利が顕造に対して小作料を滞納していることがうかがえ、この年の上細見での不作の深刻さをよく物語っている。

それから3ヶ月ほど経った6月4日に、吉定の中作と合意した上で、同月22日に吉定の「宛口大不足者」3名に解約を通告している。年来の小作料滞納にしぶれを切らした顕造は、土地取り上げという思い切った対応に踏み切ったのである。この「宛口大不足者」のうち1名は同月27日に「宛口不足ニ関シ土地返還ヲ迫リシニ何トカ不足ヲ始末スルトノコト」として解約の取り消しを求めており、事態は土地取り上げ争議の様相をも呈しつつあった。

これを聞きつけたのか、7月3日には再び駐在所の警官から調停の申出があり、上細見と吉定の「宛口ノ不足者ヲ調べ呉レ」との依頼を受けている。この時には顕造は提案を受け入れ、「大仕事ナレド自己ノ為ナレバ大ニ奮斗」し、同日夜に上細見だけで滞納分が100石（ピーク時

である1929年小作料の3分の1)に上ると見積もっている。

これとは別に7月7日には上細見の小作人から個人的に「借金ノ整理及宛口不足整理」を持ちかけられているが、「宛口ハ先例出来ル後ニシテ呉レトテ極力拒」んでおり、「当方ニテ如何ナル処置ニ出デタルトモ已ムヲ得ズト言渡シ」ている。調停が自らにとって有利な「先例」を作ることを期待して、強く拒否したのであろう。

翌8月5日に顕造は役場で巡査と争議の解決法につき相談し、3日後の8日には村長と巡査の3名で一応の結論を得ている。その内容を要約すると、1935年度分は2割4分減免で8月20日までに支払えば賞与を与え、34年度分は1割8分減免としてこちらも8月20日までに支払えば35年度の半分の賞与を与える、また、8年前の不足分は5年ないし3年の年賦として借用証書を作成する、というものだった。顕造はその場では「大体了解」した旨を伝え、その後米子に出て土地会社の社員に相談し、「大体ヨロシ」との回答を得ている。元々、1935年度については、小作人側の最大3割5分減免要求に対し、顕造は2割までの減免しか認めていなかったもので、2割4分の減免というのは一定の譲歩を余儀なくされたものと言える。とはいえ、それ以上の減免は許容せず、顕造が本格的に地主経営に携わる前の8年前(1927年)から残る小作米不足分を借用証書として回収を約束させる代わりに、小作料支払いに対する賞与という形で小作人の取り分を増やしていた。減免ではなく賞与としているのは、自らに不利な「先例」を残さないための配慮だろう。また、このような交渉結果の妥当性を土地会社に相談していることも重要である。上細見と吉定は土地会社との小作地管理委託契約の対象外ではあるものの、ある種のコンサルタントとして土地会社を利用していたと考えられる。西伯父・栄造や事情を知る小作人の井上吉次郎を喪った顕造にとって、土地会社がこれに代わる役割を果たしていたともいえる。総じて顕造は、相談相手の伯父を失い、2年連続の不作という地主経営上の大きな困難に直面しながらも、土地会社や地場の有力者と話し合うことで地域社会からの同意を獲得し、可能な限り自己に有利な問題の解決を追求していたのである。

おわりに

以上の中規模地主矢田貝家に関する分析から浮かび上がってきたのは、外部の協力者や土地会社も利用しつつ、自らの小作料収取を実現するため、時に断固として小作人の要求を拒絶し、あるいは必要に応じて小作人を慰撫し、減免に応じるといった、硬軟あわせた当主・顕造の苦心であった。矢田貝家のような中小地主は、部落を超えて広がる人的ネットワークを最大限活用しながら、利害の異なる小作人との関係を適切に維持し、自らの利益を最大化するべく行動していたといえる。

いまだ20歳にもならぬうちに地主経営を引き継いだ顕造は、当初は経験豊かな年長の身内と相談を重ね、人的ネットワークと法的・経済的交渉力を徐々に培いながら、紆余曲折を経て地主経営を維持した。そうした顕造個人の交渉力は、戦後の農地改革によって農地を喪失したとしても、雲散霧消するものではない。むしろ、1967年から10年近く岸本町長を務めた政治家としての顕造を支えたのは、中規模地主として培われた粘りづよい交渉力と、地場の人的ネットワークという、すぐれて個人的な力量だったのでなかろうか。

町村長や役場吏員、町村議会議員として戦後の地方自治を支えた人びとは、農地改革によって農地の大半を失いながらも、地域社会に残り続けた旧地主層であった場合が少なくない。だからこそ地主制の「復活」がある時期まで真剣に危惧されたともいえるが、ここでやや飛躍的な推測を述べれば、旧地主個人の地域社会に根ざした交渉力と濃密な人的関係性が、戦後の民主主義と地方自治を支えた面も否定できないのではないか。地主は、自らの利害と所有権を堅守するために厳しい姿勢で交渉に臨みつつ、時に小作人に譲歩して減免を認め、その再生産を確保させる必要があった。顕造の地主経営は、自己の利益と他のより貧しい人びととの利害をいかに調整し、地域秩序の維持に結びつけるかという社会性と政治性を帯びていたのであり、戦前に培われた地主個人の力量は、戦後民主主義の中で地域社会からの支持を獲得し、地方自治を円滑に進める上においても、極めて重要な意味を持っていたと思われる。

ともあれ、そのような強い主張をするには、本論文の議論だけで不十分なことは言うまでもない。紙幅の制約から、矢田貝家の金融活動と地主経営との関連や、矢田貝家も利用した山陰土地会社の経営分析などは、今後の課題とせざるを得なかった。他日を期したい。

注

- ¹ 当時の地方新聞は、「西伯郡から魁して争われた小作問題は農民組合があまりに勢ひづいて地主にあつた為止むなく親方子方の情誼を失つて訴訟沙汰を頻出」させたとの認識を示している（「地主の腰が強い西伯の小作問題と産業組合は理想に進む」「因伯時報」1926年11月14日付、傍点は引用者）。
- ² 「西伯の小作料減免問題」「因伯時報」1925年11月13日付。
- ³ 「大豊作は糠喜び一虫害で平年作と大差ない」「因伯時報」1926年11月12日付。
- ⁴ 松尾信孝『箕蚊屋農民運動史料（仮綴）』刊行年不明（米子市立図書館蔵）、287頁。
- ⁵ 「本年も又県下各地に小作争議勃発か一目下は表面に現はれをらざるも」「因伯時報」1926年11月6日付。
- ⁶ この記事で警察の存在には触れられていないが、翌日付の新聞では、現場に立ち会った地主の述懐として、「当日溝口警察署においても出動はしたが警官手薄の為にか斯く多数の農民団に一步先手を打たれた体で全く事勿れ主義」であったと報じている（「是は由々敷問題だ刈稲競争現場を見た或地主の述懐談」「因伯時報」1926年12月3日付）。
- ⁷ ただし、『日記』によると、1934年3月21日に大幡村立岩の小作人と自作農創設事業を利用して1反380円で売り渡すことで合意し、35年6月13日、8月10日に計5,130円を受け取っている。したがって、少なくとも約1.35町歩を売り渡していると考えられる。
- ⁸ 1933年時点での戸数割賦課額で見ても、矢田貝顕造は仲田園子に次ぐ村内第2位であった（西伯郡大幡村「昭和八年度 特別税戸数割負担歩合」参照）。
- ⁹ 西伯郡大幡村「昭和八年度 特別税戸数割負担歩合」参照。『小作料取立根帳』によれば、畑田弁太郎の契約小作料は6.51石（矢田貝家小作人平均2.6石、1927年の小作人125中10位）だった。
- ¹⁰ ただし、報酬額は決して多いものではない。『金銭出納簿』の上で「宛口関係費」として中作に謝礼を支払っている記録は1934、35、37、39年に限られ、その金額は5円（39年）から25円（35年）と一定しない。34年には中作7人に対して23円を支払っているため、一人当たり3円程度が支払われていたと考えられる。

- 11 たとえば、大幡村吉定の中作は、1936年11月8日にある小作人が「宛口不能ニツキ不当利得ニツキ訴証セヨ」と顕造に訴えている。文脈がつかみにくいが、小作料の納入ができないと偽って「不当利得」を得ているということだろうか。顕造はこの告発に対して「ヨク取調ベテ答ヘン」と慎重に対応しており、この後にどうなったのかはわからない。いずれにせよ、地主に小作人の「訴証」を求めている点で、中作の立場をよく物語っている記事である。
- 12 たとえば、1928年2月27日の『日記』では、岩立村の人物から頼母子講への加入を依頼されているが、「西(伯父…引用者)ニ相談シテトイヒテ一先ツ帰ラ」せている。
- 13 『小作料取立根帳』によれば、井上吉次郎の契約小作料は4.67石(1927年の小作人125中19位)で、畑田ほどではないが、やや大口の契約を結んでいた。
- 14 特に栄造も深く関わっていた金屋谷の小作人との交渉に当たっていたようで、詳細は不明ながら、「夜井上金屋谷ヨリ水利権利書ヲ奪還シテ帰宅セリ。大手柄ナリ。」というように、顕造からその働きぶりを認められている(『日記』1931年1月19日)。
- 15 以下の記述は、原則として『日記』によるものである。各記事の日付は全て『日記』に対応しているので、煩雑となるために『日記』に関する出所は省略した。
- 16 「宛口」とは小作料のことで、『日記』中では小作米は「宛口米」と呼ばれることが多い。以下では、史料の引用部分では「宛口」、「小作」をそのまま使い、地の文では「小作」、「小作米」を用いる。
- 17 鳥取県は1911年に米穀検査規則を定めて移出米検査を開始し、17年には同規則を改正して移出米検査を強制化した。さらに1929年には生産検査が加えられ、県内で生産された玄米のうち、非移出米として受け渡されるものも強制的に検査の対象とされるようになった(農林省米穀局、1936、663-664頁)。これによって、地主に受け渡される小作米も強制検査の対象として検査料を支払わねばならないため、品質管理をめぐる追加的費用が発生することになる。農民側は、この負担を嫌って、生産検査の開始に強く反対したと考えられる。
- 18 「実施の産米生産検査で紛糾の俵装問題—便法の承認を県に要求か」「因伯時報」1929年11月8日付。
- 19 たとえば、1929年4月6日に顕造が栄造と相談した内容は「橋谷貸金ノ件、同前貸ノ件、同宛口不足ノ件、井上宮原田抵当解除ノ件、藤屋山松ノ木売却ノ件、(二五〇位ニテ)又細見宛口本俵装ニテ受取ルベキヤノ件、長山宛口二割以上負ケテ前例ニ従フベキヤ否ヤノ件、等々(傍点引用者)」で、地主経営全般にわたり、俵装についても論点となっていた。
- 20 小作料収取に関する「宛口関係費」は、1928・29年は「雑費」に区分されていた。1930年以降は費目として独立し、年によって変動はあるが30-39年平均で毎年164円ほどを支出している。最も多いのは俵装量(平均83円)、ついで取立費用(34円)、圃場の維持管理・水利費(26円)であった。
- 21 「氷雨にぬれて未だ野ざらしの稲 雪害から始まつて風水害に終る 収穫米の半ばは等外」「因伯時報」1934年12月3日付
- 22 「不作の原因は天候のみでない—耕作上の改善にも努力」「因伯時報」1935年12月16日付
- 23 「小作争議に鑑みて早くも土地会社組織—西伯郡の一角より起る」「因伯時報」1926年12月29日付。
- 24 「山陰土地株式会社創立趣意書」1927年1月。
- 25 示談が成立する直前の36年6月27日、金屋谷の小作人2名が顕造を訪ね、「宛口ニ関シ種々穩便ナル処置ヲ申込」んでいるが、顕造は「何分土地会社ニ依頼中ナルニツキ進ンデ小生ノ意見ハ述ベラレズ」と突き放している。土地会社を利用することで、様々なしがらみのある小作人との直接交渉を避け、土地所有者側に有利な法的解決に持ち込みやすくなっていると考えられる。
- 26 本矢田貝「昭和参年調整 土地台帳」第一を参照。

- ²⁷ 谷川については、土地会社に委託された M.K. に加えて、2月7日に女性の小作人2名が小作米の不足について相談するために来訪し、顕造は「田地ヲ売ランカト詰問サレテ弱」っている。
- ²⁸ 1928年1月16日の『日記』で顕造は次のように記している。「宮原中作大江幸市来り宮原分宛ロヲ二割減トシテ支払フ様種々打合セシテ明後日受取ルコトトナス。自村関係ハ一割五分トシ、他村関係ハ二割トスル如キ悪例ヲ残スモ如何ト思ヘド米ノアル内ニ取ラザルベカラザレバナリ」。ここからは、自村関係の小作料が1割5分引きであるにもかかわらず、村外の宮原の小作人に2割減免を許したことが、「悪例」として認識されていたことがわかる。

文献

- 猪俣津南雄（1982）『窮乏の農村』岩波文庫（初出は改造社、1934年）
- 斎藤修（2008）『比較経済発展論』岩波書店
- 齋藤仁（1989）『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社
- 坂根嘉弘（2011）『〈家と村〉日本伝統社会と経済発展』農文協
- 中村政則（1976）『労働者と農民—日本近代をささえた人々』小学館
- 中村政則（1979）『近代日本地主制史研究——資本主義と地主制』東京大学出版会
- 農林省米穀局（1936）『地方産米に関する調査』日本米穀協会
- 農林省米穀部（1933）『地方産米ニ関スル調査 訂補』帝国農会
- 農林省農務局（1932）『農地関係土地会社及請負小作ニ関スル調査』
- 萬代悠（2019）『近世畿内の豪農経営と藩政』塙書房
- 山田盛太郎（1934）『日本資本主義分析』岩波書店